

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第18号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月24日 19時05分ごろ	
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島灯台から真方位189° 9.1海里付近 (概位 北緯35° 00.0′ 東経139° 34.6′)	
事故等調査の経過	平成22年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 貨物船 <sup>ハリマ</sup>HARIMA2（パナマ共和国）、4,490トン 913317（IMO番号）、OCEANWIDE SHIPPING S.A. B 漁船 <sup>すずえい</sup>鈴恵丸、3.31トン（長さ7.25m） KN3-11466（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級海技士（航海） 一等航海士A、一級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷外板に擦過傷 B 船首部大破</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長A及び一等航海士Aほか18人が乗り組み、千葉県館山湾西方の東京湾口付近を北東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、西進中、平成22年1月24日19時05分ごろ、A船の右舷船首部とB船の船首部が衝突した。 両船とも自力航行可能であり、A船は仕向地へ向かい、B船は定係地へ帰航した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東 風力 4、視界 良好	
その他の事項	<p>A船は、一等航海士Aが操船し、針路約050° 速力約14.5ノットであった。 両船とも相手船に対して注意喚起又は警告信号を行わなかった。 一等航海士Aは、19時00分ごろ、B船の西進を認め、B船の方位変化からA船の船尾方を通過すると思った。 船長Bは、衝突するまでA船に気付かなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり なし なし</p> <p>A船は北東進中、B船は西進中、東京湾口付近において、両船が衝突したものと考えられる。 一等航海士Aは、方位変化からB船がA船の船尾方を通過すると思い、適切な見張りを行っていなかった可能性があると考えられる。 B船は、衝突するまでA船に気付かなかったことから適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。</p>

	えられる。
原因	本事故は、夜間、東京湾口付近において、A船が北東進中、B船が西進中、両船が適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。